

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

熊本県人事委員会委員長談話（平成25年10月7日）

本日、熊本県人事委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

職員の給与改定に当たっては、国や他の地方公共団体の職員の給与等の状況も踏まえながら、民間の給与水準と均衡させることを基本としています。本年の調査の結果、職員の月例給及び特別給（期末手当・勤勉手当）は、いずれも民間と均衡していることから、昨年に引き続き、月例給及び特別給の改定は行わないこととしました。

一方、給与制度面において国は、人事院の勧告を踏まえ、平成18年の給与構造改革における経過措置を平成26年3月末で廃止することとしました。本委員会は、国に準じて設けられた本県の経過措置について、他の都道府県の動向も踏まえ、職員への影響を考慮したうえで廃止することが必要であると判断し、今回、勧告を行いました。

また、本年、人事院は「給与制度の総合的見直し」に着手することを報告しましたが、この見直しは、国に準じる本県の給与制度にも大きく影響することから、国における見直しの状況を十分注視していくこととしています。

この他、人事給与等に関する今後の課題として、勤務実績の給与への反映、多様な有為な人材の確保及び育成、女性職員の登用、雇用と年金の接続並びに公務員制度改革について報告を行い、さらに、その他の取り組むべき事項として、総実勤務時間の縮減、職員の健康管理や危機発生時の対応等についても報告しています。

人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものです。本制度が正しく運用されることにより、職員の勤務条件への県民からの理解が得られるとともに、人材の確保や労使関係の安定等をもたらす、行政運営の安定に寄与するものと考えています。

本県においては、本年7月から特例条例による給与の減額措置が行われていますが、本委員会としては、職員の生活の安定及び士気の向上に配慮する観点からも、特例条例による給与の減額措置が終了する来年4月以降は本委員会の勧告に沿った給与水準が確保される必要があると考えております。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深く御理解をいただき、勧告に沿った給与を確保されますよう強く要請いたします。

職員にあっては、給与が減額支給されるという厳しい状況にありますが、全体の奉仕者としての自覚を改めて強く持ち、公務員倫理の保持及び服務規律の遵守により一層努め、これまで以上に県民の期待と信頼に応えるよう、職務に精励されることを期待します。

県民の皆様におかれましては、人事委員会勧告制度の意義と、それぞれの職場で、使命感を持って毎日の職務に精励している多くの職員がいることについて深い御理解を賜りたいと存じます。